

【令和3年度年会費納入についてのお願い】

●口座振替をご指定の場合

5月27日（木）にご指定の預金口座から振替をさせていただきます。

口座へご準備下さいますようお願いいたします。

※今年度（令和3年度）より

「預金口座振替のご案内」

は省略させていただきます。毎回法人会だより

（この書面）にてご案内しますので、

ご確認ください。

●口座振替を指定でない場合

4月初めに会費請求書を郵送しますのでお振込みをお願いします。

（振込手数料はご負担下さい。）

※資本金等に変更がある場合は

変更届をご提出下さい。

年会費にご不明な点がある場合は事務局まで

ご連絡下さい。

☆便利な口座振替をご利用下さい☆

口座振替のメリット

- ①『ご面倒な振込手続き』が、不要となります。
- ②『振込み手続き忘れ』が、防止できます。
- ③『振込手数料負担』が、不要となります。
- ④『お支払い履歴の確認』が、銀行通帳に記帳されるため簡単にできます。

口座振替依頼書は掛川法人会ホームページよりダウンロードできます。または電話にて事務局までご依頼下さい。

【届出事項に変更はございませんか？】

掛川法人会では、会員管理システムにより会員皆様方の最新データ管理を行っています。

届出事項に変更がございましたら、事務局までご連絡いただくか、「届出事項変更届」をホームページよりダウンロードしてご記入の上事務局までお送り下さいますようお願い申し上げます。

会費区分

一般法人		支店法人		
資本金	年会費	従業員	加算額	年会費
300万円未満	4,000円	10人未満	0円	5,500円
300万円以上	5,500円	10人以上	1,000円	6,500円
500万円以上	7,000円	30人以上	3,000円	8,500円
1,000万円以上	10,000円	50人以上	5,000円	10,500円
3,000万円以上	15,000円	100人以上	10,000円	15,500円
5,000万円以上	20,000円			
1億円以上	30,000円			
3億円以上	40,000円			
5億円以上	50,000円			
子会社（親会社と住所が同一の場合）	2,000円			
公益法人・特殊法人（茶農協含む）	3,000円			
青年部会	12,000円			
女性部会	3,000円			

資本金関係なく、基本額を5,500円とし、従業員数により上記金額を加算する。管内に本社等存在する場合は基本額のみ。但し、前年9月末を基準日として、臨時、パートを含めた合計人数とする。